

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(西宮市の概要)	
西宮市は兵庫県の南東部にあり、南は大阪湾に臨み、東は尼崎・宝塚の両市に、西は芦屋市に、北は六甲山地で神戸市とそれぞれ接している面積約 100.18 平方キロメートルの文教住宅都市である。	 
工業は酒造業を中心に食品加工業が約 8 割を占め、食品加工業の出荷額は全国でもトップクラスにある。また市南部の阪神高速道路や北部の中国自動車道など、物流拠点としての条件もよいことから、運輸・通信業も盛んである。	
気候は年間を通じて温暖・少雨の瀬戸内気候区と、都市機能の特徴が現れている。雨が少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎやすくなっている。特に冬季は少雨・多照が特徴だが梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることがある。	
(洪水：ハザードマップ)	
当市のハザードマップによると、武庫川において想定される最大規模の洪水が起った場合に、当所が立地する市街地地域の広範囲で浸水被害が予想されており、本市市域の 21%、塩瀬山口地区を除く南部地域では 40%を超える範囲で浸水が予想されている。特に、武庫川に近い範囲では 3m以上、一部の地域では 5mを越える浸水も予想されている。また、夙川やその他の中小河川においても、想定しうる最大規模の降雨があった場合には、洪水による浸水被害が想定されている。	

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、北部地域の山口町、名塩・東山台地区及び生瀬地区、並びに南部地域の苦楽園地区、甲陽園地区及び上ヶ原地区等において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、急傾斜地の崩壊や、土石流、地滑り等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震・津波： J - SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当市は、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が起こる確率が最も高い 26~100% の地域に分類されており、特に、南海トラフ地震が発生した場合には、最大震度 6 弱の揺れと津波の発生が想定されている。

また、当市のハザードマップによると、想定される最大の津波浸水区域は、沿岸部から概ね鳴尾御影線までの範囲で、最高津波水位は海拔 3.7m とされている。

(その他)

平成 30 年の台風第 21 号では、当市でも観測史上最大の高潮が発生し、沿岸部では浸水被害のほか、防潮堤や防潮門扉が破損するなどの大きな被害が発生した。また、この台風により、市内全域で 8 万軒以上の停電が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 11,880 者
- ・小規模事業者数 8,686 者（令和3年経済センサスより）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	389	284	湾岸部、鳴尾浜工業団地、及び西宮浜工業団地を中心に市内各地に点在している。
	建設業	847	795	市内に広く分散している。
	卸売・小売業	3,206	1,886	主要駅付近に分布しており、阪急神戸線より南側に広く点在している。
	その他（サービス業等）	7,438	5,721	主要駅付近、及び阪急神戸線より南側に広く立地している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・「西宮市地域防災計画」の策定

昭和38年度に策定されて以降、毎年検討を加え、適宜修正が行われている。また、総合計画の策定や見直しの時期とあわせて、概ね10年程度を目安に社会情勢等の変化を考慮した大幅な修正が行われている。

・防災訓練の実施

当市では、各防災関係機関や市民・企業等と連携協力して、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施されている。

・防災備品の備蓄

当市では、災害に備え、避難所生活者の非常用食糧や生活必需品、資機材の備蓄が進められている。また、事業所等は、在勤者を対象とした7日分の非常用物資の備蓄に努めることとされている。

2) 当所の取組

・企業防災セミナーの開催

西宮市のハザードマップや避難情報の周知や事業継続力強化計画の概要、メリット等を示すことで事業継続力強化計画の普及啓発を図っている。

・BCP策定ワークショップの開催

事業継続力強化計画認定への啓発普及を図るとともに、さらに高度化・精緻化するようにワークショップを企画しBCP策定を促している。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて当所と西宮市の間に具体的な協力体制やマニュアルは整備されていない。また、当所のBCPは令和2年に制定してから見直しが行われておらず、会館の建て替え等を経た今では現行の計画で緊急時の対応は困難であることに加え、避難訓練や防災訓練も行われていないため緊急時の職員の対応力にも課題がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報が抜き取られることやシステムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウイルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・西宮市内の小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と西宮市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また西宮市内において感染症の感染者発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）		
			BCPセミナー開催回数	BCP策定件数	事業継続力強化計画申請件数
11,880	8,686	R7	1	8	10
		R8	1	8	10
		R9	1	8	10
		R10	1	10	15
		R11	1	10	15

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
<1. 事前の対策>
令和2年に策定した「西宮商工会議所BCP」を現状に即す形に改訂したうえで本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようとする。
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
<ul style="list-style-type: none">・リスクの高い西宮市内北部地域を中心に、巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償「西宮商工会議所指定感染症等発生時におけるBCP」等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について説明する。・所報や西宮市広報、ホームページ、メール案内等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ホームページ更新やメール案内の頻度は年1回を基本とするが、施策の案内等隨時発信が必要な場合は適宜行うこととする。・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。1年目は会員事業者を中心に、2年目以降は会員事業者以外にも指導を実施する。・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティーセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 西宮商工会議所の事業継続計画

- ・当所は令和2年に「西宮商工会議所BCP」を策定している（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業以外も対象とした普及啓発セミナーの開催のほか、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）を所報や当所HP等で紹介する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲載依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況
- ・当所、当市の担当部署・担当者間で状況確認や改善点等について定期的に協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・「西宮商工会議所BCP」に基づき、発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、西宮市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

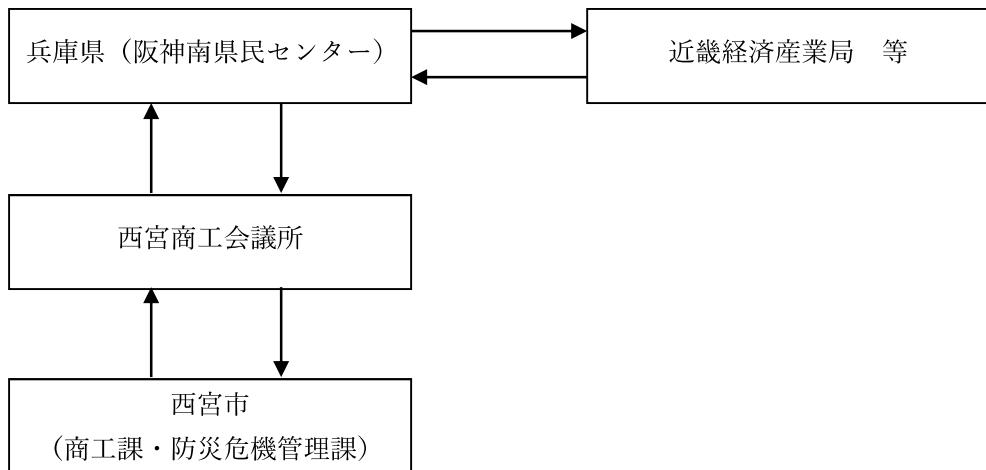
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。構築体制については西宮商工会議所BCPに記載の通り、災害発生のタイミング(就業時間の内外)に応じて災害対策本部を立ち上げ、被害状況の確認等を行う。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、西宮市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や兵庫県、西宮市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を兵庫県や兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年10月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">西宮商工会議所 事務局長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">西宮市 産業部長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">西宮商工会議所（本部） 法定経営指導員</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">西宮市 商工課</div>
	<p>連携 連絡調整</p> <p>確認 連携</p>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 荒木 聰文（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会議所 西宮商工会議所 経営支援課 〒662-0854 兵庫県西宮市櫨塚町2-20 TEL：0798-33-1131 / FAX：0798-33-3288 E-mail：info@n-cci.or.jp	
②関係市町村 西宮市 商工課 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10-3 西宮市役所本庁舎8階 TEL：0798-35-3327 / FAX：0798-35-4045 E-mail：shoukou@nishi.or.jp	
※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	480	480	480	550	550
・専門家派遣費	260	260	260	330	330
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・パンフ、チラシ制作費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

西宮市補助金、兵庫県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。